

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年十一月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十七日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原

章

<p>路 線 名</p>	<p>熊谷小川秩父線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>秩父郡東秩父村大字皆谷字皆谷二 三番一地先から 同郡同村大字皆谷字皆谷三一 番五 地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十七年十一月二十七日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十年十月三日付け埼玉県東松山県土整備事務所長告示第一三〇号で変更した道路予定区域の供用開始である。延長三〇五・二メートル。</p>